

宇都宮市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 塚田 典 功

同 山崎 昌 子

令和3年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査等の対象

(1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている団体で、当該援助の目的が団体運営に係るもの（23団体）

(2) 出資法人等

宇都宮市が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資、出捐している団体（9団体）

(3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（57団体）

3 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第6条に基づき上記「2 監査等の対象」の団体についての財政的援助、出資、借入金の元金又は利子の支払の保証その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施した。

4 重点的に監査する項目の設定

- ・ 指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について
- ・ 所管課の上記に対する指導・監督について
- ・ 指定管理者の自主事業、目的外使用の手続等の適正な実施に係る所管課の指導について

5 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備監査 令和3年6月16日から7月26日まで（一次）

令和3年9月1日から10月12日まで（二次）

本 監 査 令和3年10月13日、14日

6 監査の実施方法

(1) 予備監査（一次）

- ・ 上記「2 監査等の対象」の団体のうち、財政援助団体8団体、出資法人等1団体、公の施設の指定管理者20団体を選定した。（別紙参照）
- ・ 対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し、必要に応じ関係職員の説明を受けた。

(2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア 本監査対象団体の選定

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ、次の団体を本監査対象団体として選定した。

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会
対象施設	宇都宮市老人福祉センター
所 管 課	高齢福祉課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	社会福祉法人飛山の里福祉会
対象施設	宇都宮市泉が丘ふれあいプラザ
所 管 課	障がい福祉課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	企業組合労協センター事業団
対象施設	宇都宮市サン・アビリティーズ
所 管 課	障がい福祉課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター
対象施設	宇都宮市河内農業構造改善センター
所 管 課	農業企画課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター
対象施設	宇都宮市自転車駐車場等（11施設）
所 管 課	道路保全課

イ 監査方法

(ア) 予備監査（二次）

あらかじめ団体及び所管課から提出された資料，関係書類をもとに，計算，照合等による予備監査（二次）を行った。

(イ) 本監査

本監査として，関係職員の出席を求め，事務事業の執行について説明を受け，質疑を行った。

第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については，次のとおりである。結果における指摘事項とは，法令，条例，規則等に違反するものである。なお，各表中の数値等の取扱いについて，面積は整数とし，単位未満を切り捨てて表示した。また，金額は千円単位とし，単位未満を四捨五入して表示した。したがって，内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

1 社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会（保健福祉部高齢福祉課）

(1) 監査対象事項

令和2年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

ア 管理施設

宇都宮市老人福祉センター

イ 設置目的

- ・高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とする。

ウ 業務内容

- ・生活相談及び健康相談に関すること。
- ・健康の増進及び教養の向上に資する講座及び教室の開催に関すること。
- ・健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供に関すること。
- ・その他施設の目的を達成するために必要な事業

エ 収支概要

指定管理料等：217,533 千円

使用料（利用料金）収入：133 千円

オ 所在地等

施設名	ことぶき 会館	ふれあい荘	やすらぎ荘	すこやか荘	上河内老人 福祉センター
所在地	屋板町 558 番地	陽東 2 丁目 3 番 1 号	宝木本町 1991 番地	下砥上町 1259 番地 3	松田新田町 116 番地 1
敷地面積	8,671 m ²	6,247 m ²	5,311 m ²	6,182 m ²	4,779 m ²
延床面積	4,170 m ²	846 m ²	1,429 m ²	本館 1,498 m ² 作業棟 240 m ²	827 m ²
施設内容	【1階】 事務室, 健康 相談室, 会議 室, 図書室, 付設作業所, 教養娯楽室 (2室) 【2階】 大広間, 教養 娯楽室 (3 室), 機能回 復訓練室, 休 養室, 浴室, ホール	【1階】 事務室, 健康 相談室, 生活 就職相談室, 図書談話室, 機能回復訓 練室, 作業 室, 浴室, ホ ール 【2階】 集会室, 準備 室, 茶室, 娯 楽室 (2室), 会議教養室 (2室)	【1階】 事務室, 健康 相談室, 生活 就職相談室, 休憩室, 大広 間, 機能回復 訓練室, 浴 室, 食堂 【2階】 教養室 (3 室), 娯楽室 (2室), 会 議室, 作業 室, 図書室, 茶室, 休憩 室, ホール	【1階】 事務室, 健康 相談室, 生活 就職相談室, 機能回復訓練 室, 大広間, 娯楽室, 浴室, 食堂, ホール 【2階】 会議室 (2 室), 教養室 (3室), 料理 実習室, 図書 コーナー 【作業棟】 事務室兼作業 所, 作業室 (2 室)	事務室, 教 養娯楽室, 集会室, 会 議室, 相談 室, 交流談 話室, 栄養 指導室, 機 能回復訓練 室, ゲートホ ール場
利用実績 (のべ人数)	41,329 人	15,341 人	20,127 人	27,823 人	3,025 人

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括		
収入の部	施設管理に係る収入	205,130			
	指定事業に係る収入	12,403	自主事業に係る収入	557	
	計	217,533	計	557	218,090
支出の部	施設管理に係る経費	198,086			
	指定事業に係る経費	7,099	自主事業に係る経費	557	
	計	205,186	計	557	205,743
収支差額		12,347		0	12,347

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

老人福祉センターの管理については、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら行われており、適切に実施されているところである。

所管課においては、より適切に施設を運営していくため、指定管理者から提出された報告書等の内容について十分確認し、適切な時期に効果的な指導や助言を行うよう努められたい。

また、老人福祉センターについては、高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種相談や健康の維持増進、教養の向上などのサービスを総合的に提供する施設であるが、5つのセンターは設置されてからそのほとんどが30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が必要となってきた。

このようなことから、多様化する利用者ニーズを的確に把握しながら、そのニーズや必要性を考慮した本市にふさわしい施設のあり方を検討するとともに、引き続き計画的な改修を図りながらより良いサービスの提供に努め、利用者が安全安心かつ利用しやすい施設となるよう努められたい。

イ 団体に対するもの

老人福祉センターの管理については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても感染防止対策を徹底するほか、利用者ニーズの把握に努め、それを踏まえ

てスマートフォンの操作方法についての講座を企画するとともに、これまでも利用者の要望を受けて送迎バスの停留所を増設するなど、利用者の安全性やサービス、利便性の向上を図る取組を実施しおおむね適切に管理されている。

今後とも、利用者のニーズの的確な把握に努め講座内容の充実や利便性の向上を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期しながら適正な管理に努められたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会状況や利用者ニーズが変化していることから、新しい生活様式などを踏まえ、これらの変化に対応した事業展開についても鋭意検討されたい。

2 社会福祉法人飛山の里福祉会（保健福祉部障がい福祉課）

(1) 監査対象事項

令和2年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市泉が丘ふれあいプラザ		
所在地	宇都宮市泉が丘3丁目17番16号		
設置目的	在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、その介護を行う者を支援する。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に規定する事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、地域活動支援センター） ・ 障がい者について社会との交流の促進等の便宜を供与する事業 ・ 障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 ・ 障がい者と地域住民との交流に関する事業 ・ その他目的を達成するため必要な事業 		
敷地面積	4,830 m ²	延床面積	1,881 m ²
施設内容	<p>【1階】 作業室兼訓練室 71 m²、食堂兼集会室 212 m²、厨房、調理実習室 67 m²、浴室・脱衣室 65 m²、相談室 14 m²、会議室 40 m²、医務室兼静養室 24 m²、静養室 11 m²、作業室A・調理室・梱包室 138 m²、作業室B・利用者更衣室 118 m²、事務室 121 m²、倉庫・食品庫・物入 34 m²、前室・利用者用・身障者用・職員用トイレ・湯沸室・職員更衣室 106 m²</p> <p>【2階】 会議室兼静養室 55 m²、医務室 12 m²、作業室A 142 m²、作業室B 96 m²、利用者更衣室 12 m²、倉庫・身障者用・利用者用トイレ 70 m²</p>		
収支概要	指定管理料	161,932 千円	
	使用料（利用料金）収入	—	
利用実績 （のべ人数）	16,388 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	指定管理料	161,932			
	その他の収入	6,689	自主事業に係る収入	—	
	計	168,621	計	—	168,621
支出の部	指定管理に係る経費	168,621	自主事業に係る経費	—	
	計	168,621	計	—	168,621
収支差額		0		—	0

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

泉が丘ふれあいプラザの管理については、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図るとともにその介護者を支援する施設として、おおむね良好に実施されているところである。

さらに、所管課においては、施設サービスの向上や施設の適切な運営に取り組むため、指定管理者から提出された報告書等の内容について逐次厳正に確認するなど、施設の現状把握により一層努められたい。

また、指定管理者が施設管理や経理事務を適正に行うことができるよう、適時的確な指導に努められたい。

今後とも、指定管理者と連携を密にしながら、福祉サービスの質の向上を目指すとともに、より適切な施設運営となるよう努められたい。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、利用者の多様な障がいの状況に対応するための研修に取り組み、職員のスキルアップに努めている。

また、就労継続支援事業においては、指定管理者の創意工夫により、パンやシフォンケーキなど魅力的な商品を製造販売し、利用者の工賃収入の向上を図っている。

今後とも、更に魅力ある商品の開発・販売による利用者の工賃向上や研修等による職員の人材育成などに努め、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者への支援を充実されたい。なお、収支報告書等の作成については、所管課の指導を受け、より適切な作成に鋭意努められたい。

3 企業組合労協センター事業団（保健福祉部障がい福祉課）

(1) 監査対象事項

令和2年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市サン・アビリティーズ		
所在地	宇都宮市屋板町251番地1		
設置目的	障がい者の教養，文化及び体育の向上を図り，その社会参加を促進し，もって障がい者の福祉の増進に寄与するために設置する。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の教養，文化及び体育の向上に関すること。 ・障がい者の機能回復及び健康の増進に関すること。 ・障がい者の交流に関すること。 ・サン・アビリティーズの使用の許可及び制限に関する業務 ・サン・アビリティーズの維持管理に関する業務 ・その他，市長が必要と認める業務 		
敷地面積	4,378 m ²	延床面積	1,594 m ²
施設内容	体育室 672 m ² ，研修室（54席）75 m ² ，多目的ホール 45 m ² ，音楽室（24席）45 m ² ，教養娯楽室 35 m ² ，相談室 12 m ² ，ミーティングルーム 23 m ² ，図書コーナー37 m ² ，機能訓練室 108 m ²		
収支概要	指定管理料		24,625 千円
	使用料（利用料金）収入		1,818 千円
利用実績 (のべ人数)	42,101 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

		指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	24,625			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	13	
	計	24,625	計	13	24,638
支出の部	施設管理に係る経費	18,839			
	指定事業に係る経費	865	自主事業に係る経費	617	
	計	19,704	計	617	20,321
収支差額		4,920		△604	4,316

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

サン・アビリティーズの管理については、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら行われており、適切に実施されているところである。

令和3年8月にはパラリンピックが開催され、障がい者スポーツに対する注目度が高まったことから、所管課はこの機運をとらえ、コロナウイルス感染症の拡大の状況に配慮しながら、障がい者への理解がより一層深まる取組の充実を図られたい。

今後とも、指定管理者と緊密に連携を図り、障がい者の福祉の増進に鋭意努められたい。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、コロナ禍においても、感染防止対策を講じながら各種障がい者スポーツの講座を実施するとともに、利用者の要望にきめ細かく応えるなど、利用者サービスの向上に日々努めている。

さらに、施設管理においては、ホームページ等を活用して誰もが利用できる施設であることを周知し、利用促進を図るとともに、所管課と連携し、利用実態や利用者ニーズに合わせてホール等のレイアウトを検討するなど、更なる施設の有効活用を図られたい。

今後とも、所管課と連携を図りながら、障がい者スポーツに関する様々なサービスを提供する拠点の一つとして、更なる利用者サービスの向上を図るとともに、より一層施設の利用促進に努められたい。

4 公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター（経済部農業企画課）

(1) 監査対象事項

令和2年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市河内農業構造改善センター		
所在地	宇都宮市上田原町249番地		
設置目的	農業経営及び農村生活の改善合理化並びに農村地域住民の健康増進及び連帯感の醸成を図るとともに、市民福祉の増進と快適な近隣社会の形成に資するため、設置する。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に関すること。 使用許可申請受付事務に関すること。 使用料徴収事務に関すること。 		
敷地面積	14,268 m ²	延床面積	1,497 m ²
施設内容	大会議室兼体育室 661 m ² 、研修室 103 m ² 、和室 50 m ² 、食品加工室 52 m ² 、図書資料室・農業情報室 71 m ² 、卓球室 75 m ² 、事務室 21 m ² 、テニスコート3面（うち1面はフットサルの使用を許可）		
収支概要	指定管理料		10,855 千円
	使用料（利用料金）収入		2,478 千円
利用実績 (のべ人数)	20,030 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

		指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	10,855			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	—	
	計	10,855	計	—	10,855
支出の部	施設管理に係る経費	10,855			
	指定事業に係る経費	0	自主事業に係る経費	—	
	計	10,855	計	—	10,855
収支差額		0		—	0

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

河内農業構造改善センターの管理については、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところであるが、その利用率は、テニスコートにおいて高い一方、その他の施設においては低い状況である。

このようなことから、所管課においては、ホームページにおける案内の充実や田原街道からのアクセスが分かるような案内板の設置など、更なる施設の周知に取り組むとともに、地域団体が行う味噌作りや敷地内の桜の木などを生かした利用促進策を検討されたい。また、利用率が低い図書資料室や和室などは、近隣の田原コミュニティプラザと機能が重複することから、利用実態を的確に把握し、その用途を見直すなど、より有効な施設の活用に努められたい。

今後とも、所管課と指定管理者とのより一層の連携のもと、当施設が地域住民を始めより多くの市民に利用される施設となるよう望むものである。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、利用者の要望に応えた施設の修繕や受付方法の改善など、サービス向上のための取組を継続的に実施している。

今後とも、施設の管理に当たっては、地元在住の就業者が持つ地域ならではの情報を所管課に提供するなど、相互のより一層の連携のもと利用促進を図るとともに、引き続き利用者ニーズを生かした適正な管理に努められたい。

5 公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター（建設部道路保全課）

(1) 監査対象事項

令和2年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

ア 管理施設

宇都宮市自転車駐車場等（11施設）

イ 設置目的

- ・自動車・自転車の利用者の利便に供するとともに、違法駐車、自転車の放置を防止し、都市の美観と快適な交通環境を保持するため、設置する。

ウ 業務内容

(ア) 駐車場の管理

- ・ 駐車場，レンタサイクルの使用許可

- ・ 自転車の整理・使用者への指導
- ・ 駐車場内の巡回，清掃
- ・ 駐車場内の施設，機械設備，自転車の点検

(イ) 駐車場使用料の収納

- ・ 使用受付，使用料徴収，定期券等の発行
- ・ 業務日報の作成，徴収現金の照合，指定金融機関への払込み
- ・ 現金出納整理簿の作成，定期券等の管理，業務月報の作成

エ 収支概要

指定管理料：176,799 千円

使用料（利用料金）収入：139,200 千円

オ 利用実績

2,234,666 人（のべ人数）

カ 所在地等

施設名	新幹線 高架下	J R 宇都 宮 駅東口 第 1	J R 宇都 宮 駅東口 第 2	J R 宇都 宮 駅西口	J R 宇都 宮 駅西口 歩道上	J R 鶴田 駅
所在地	川向町 279 番地	宮みらい 3 番 7 号	宮みらい 2 番 4 号	川向町 1 番 48 号	川向町 632 番地 14	西川田町 1080 番地 10
施設面積	355 m ²	1,312 m ²	3,808 m ²	3,403 m ²	195 m ²	736 m ²
収容台数	300 台	670 台	2,511 台	3,077 台	180 台	428 台
施設構造	鉄骨 2 階 建	平面式屋 根付	鉄骨 3 階 建	鉄骨 3 階 建	平面ラッ ク式	鉄骨 2 階 建

施設名	中央 1 丁目	中央小学 校北	J R 雀宮 駅東口	雀宮 駅東 口 駐車場	J R 岡本 駅西口
所在地	中央 1 丁 目 1 番 9 号	中央本町 1 番 33 号	雀宮町 46 番地 1	雀宮町 43 番地	下岡本町 1986 番地 1
施設面積	922 m ²	591 m ²	999 m ²	7,703 m ²	800 m ²
収容台数	400 台	386 台	450 台	240 台	367 台
施設構造	地下 1 階 R C 造	鉄筋コソ地 下 1 階	平面式屋 根付	平面式	平面式屋 根付

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	176,799			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	—	
	計	176,799	計	—	176,799
支出の部	施設管理に係る経費	173,938			
	指定事業に係る経費	0	自主事業に係る経費	—	
	計	173,938	計	—	173,938
収支差額		2,861		—	2,861

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

自転車駐車場等の管理については、レンタサイクル業務を含め自転車等の利用者の利便に供する施設として適切に実施されているところである。

所管課においては、特にモニタリングマニュアルに基づき指定管理者からの報告を十二分に確認し適切に指導するとともに、利用者ニーズや施設の状況を的確に把握し、施設の利便性向上と更なる適正な管理運営に努められたい。

さらに、レンタサイクルについては、観光目的の来訪者に対し駅の観光案内所においてレンタサイクルに関する情報提供を依頼するなど、現在、駐輪場で行っている餃子パンフレットやロードマップの配布と併せて観光目的の利用も一層取り込むことにより、更なる利用促進を図られたい。

今後とも、所管課と指定管理者とで連携を密にしながら、安全で快適な自転車利用環境の更なる向上を望むものである。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、救急箱や自転車整備のための工具、雨天時には雑巾を備え付けるなど、利用者目線に立ったきめ細かな対応を行っている。また、定期利用者が時間外にも利用できるよう所定の場所に自転車を移動するなど、利用者の利便性に配慮した取組を実施している。

今後とも、施設の管理については、引き続き現場での豊富な経験や知識を生かし、利用者の更なる利便性の向上に取り組むとともに、適正な管理に努められたい。

第3 総括（全体を通じた意見及び要望）

今年度の財政援助団体等監査においては、「指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について」、「所管課の上記に対する指導監督について」及び「指定管理者の自主事業、目的外使用の手続等の適正な実施に係る所管課の指導について」を重点項目として実施した。

各重点項目については、おおむね適正であると認められた。なお、所管課においては、経理事務や施設の改修等について、指定管理者がより適正な施設管理を行うため、「指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づき継続的に指導していく必要があることから、引き続き適時適切なモニタリングに努められたい。

また、公の施設の設置者である本市の責任に鑑み、指定管理者制度を所管する経営管理課を中心とする内部管理部門においては、所管課や指定管理者、施設の実状を把握し、「指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づく指導の徹底や所管課への助言等、よりよい指定管理者制度となるよう引き続き所管課への的確な指導・助言に努められたい。

併せて、民間事業者のノウハウを活用した「利用者サービスの向上」や「経費の縮減」をより一層推進するため、更に競争性が高まるよう、公募を原則とした事業者の募集の拡大にも努められたい。

本監査の対象となった団体においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、感染防止対策に取り組みながら可能な限り事業を実施したほか、老朽化の進んでいる施設を修繕することなどにより、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる様子がうかがえる。

現在、密を避ける社会状況の中で、利用団体がより広い部屋の利用を希望したり少人数や家族での利用が増えたりするなど、利用形態に変化がみられることも確認された。このような需要の変化を的確に捉え、指定管理者においては豊富なノウハウを生かしながら施設の周知や利用促進に努め、所管課においては住民のニーズに合わせた施設づくりに努めることにより、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進が図られるよう強く望むものである。

No.	所管部局	所管課	団体名	管理施設
財政援助団体				
1	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	宇都宮市自治会連合会	
2	保健福祉部	保健福祉総務課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	
3		高齢福祉課	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター	
4	経済部	商工振興課	宇都宮共同高等産業技術学校運営会	
5			一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会	
6	教育委員会事務局	スポーツ振興課	スポーツかわち「Ship」	
7			うつのみやし総合型地域スポーツクラブ友遊いずみクラブ	
8			NPO横川スポーツクラブ	
出資法人等				
9	経済部	観光交流課	公益財団法人栃木県観光物産協会	
公の施設の指定管理者				
10	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	峰地区各種団体協議会	峰地域コミュニティセンター
11			泉が丘地区まちづくり推進協議会	泉が丘地域コミュニティセンター
12			石井地区まちづくり推進協議会	石井地域コミュニティセンター
13			御幸地区コミュニティ協議会	御幸地域コミュニティセンター
14			城東地区各種団体協議会	城東地域コミュニティセンター
15			陽東地区まちづくり協議会	陽東地域コミュニティセンター
16			御幸ヶ原まちづくり協議会	御幸が原地域コミュニティセンター
17			今泉地区コミュニティ協議会	今泉地域コミュニティセンター
18		生活安心課	宇都宮市南部グループ霊園運営事業体	霊園・墓地(聖山,東の杜,八幡山)
19	宇都宮郷の森斎場株式会社		悠久の丘	
20	保健福祉部	保健福祉総務課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	総合福祉センター 河内総合福祉センター
		障がい福祉課		障がい者福祉センター
21		高齢福祉課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	老人福祉センター(5か所)
22		障がい福祉課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	障がい者作業所(雀の宮,若草作業所)
23	企業組合労協センター事業団		サン・アビリティーズ	
24		社会福祉法人飛山の里福祉会	泉が丘ふれあいプラザ	
25	建設部	道路保全課	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター	自転車駐車場等(11か所)
26	経済部	農業企画課	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター	河内農業構造改善センター
27			特定非営利活動法人グラウンドワーク西鬼怒	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター
28	都市整備部	公園管理課	大高商事・清水造園・宇都宮動物園共同事業体	八幡山公園
29			特定非営利活動法人みずほの	みずほの自然の森公園